# 社会福祉充実計画について

# ~承認申請までの流れ~

※ご説明する内容は練馬区の例となります。詳細については、所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。



練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

# 承認申請までの流れ

- 1 社会福祉充実残額の算定
- 2 社会福祉充実計画案の策定
- 3)所轄庁への承認申請

社会福祉充実計画は

6月30日までに

所轄庁へ提出



# 社会福祉充実残額の算定



別添(財産目録)・算定シートで社会福祉充実残額を算定

控除対象(OX)の選択は適切か?



#### 厚労省局長通知

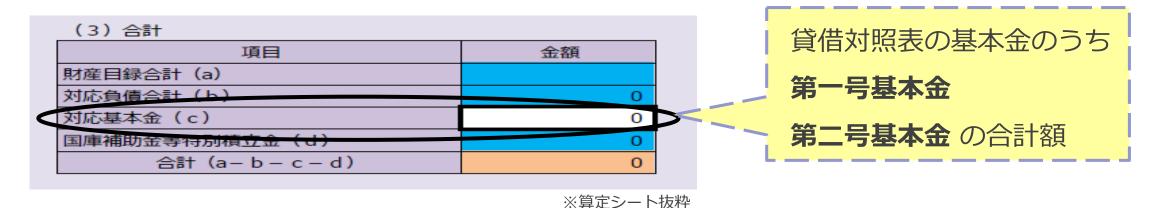
「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充 実計画の承認等についてし

#### 【事務処理基準】P9

- 控除対象となるもの → ○
- 控除対象とはならないもの → X

#### ポイント2

#### 「対応基本金」の金額は適切か?



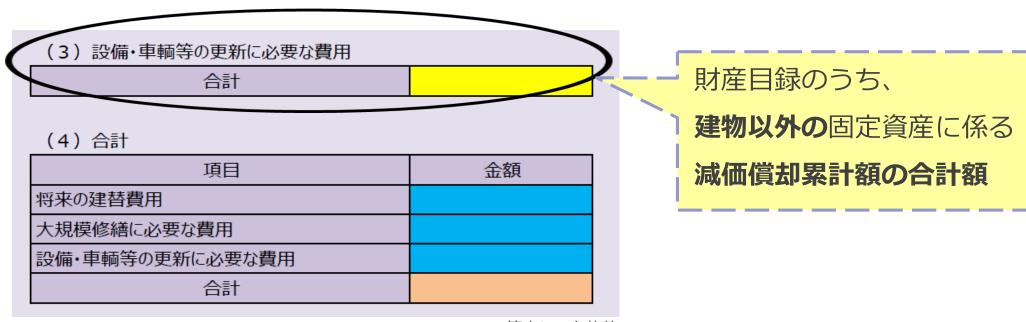
#### ポイント③

「建設時延べ床面積」「建設時自己資金」 「大規模修繕実績額」の入力漏れはないか?



#### ポイント④

#### 「設備・車両等の更新に必要な費用」は適切か?



※算定シート抜粋

#### 社会福祉充実残額を算定

した結果・・・

#### 残額発生

(残額がプラス)

#### 社会福祉充実計画案策定

 $\rightarrow \langle 2 \rangle$ 

社会福祉充実計画案の策定

残額未発生

(残額がマイナス)

社会福祉充実計画 策定不要

(算定結果の届出のみ)



# 社会福祉充実計画案の策定

① 計画案の策定

(所轄庁へ計画策定の相談)

- (② 地域協議会等からの意見聴取) ※地域公益事業を行う場合のみ
- ③公認会計士・税理士等からの意見聴取
- ④ 理事会の承認
- ⑤ 評議員会の承認



### ① 計画案の策定

### 新規計画策定

の場合…

#### 【記載すべき内容】

- ・法人基本情報 ・既存事業の充実または新規事業の規模および内容 ・事業区域 ・実施期間
- ・社会福祉充実事業の事業費・社会福祉充実残額および使途に関する検討結果・資金計画
- ・公認会計士等からの意見聴取年月・計画の実施期間が5か年度を超える理由等

#### 【事業の種類】

①~③の順に検討

- ① **社会福祉事業**および法第2条第4項第4号に規定する 事業に該当する**公益事業(小規模事業)**
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①および②に掲げる事業以外のもの

#### 【実施期間】

- 原則:5か年度以内
- 合理的な理由があると認められる場合:10か年度以内可

区HPに様式掲載

## 注意!

始期は**所轄庁の承認見込日以降** 

#### 1. 基本的事項

会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (令和〇年 度末現在)
うち社会福祉充実事 業 <u>費</u> (単位:千円)	
本計画の対象期間	

 2.事業計画
 4.資金計画

 実施時期
 事業名
 事業名
 事業費内訳

 1か年度目
 計画の実施期間における事業費合計

事業名は全て一致させる

5. 事業の詳細

事業名 主な対象者

# 計画の変更 の場合…

ナフルレム、プラー
田文/常ひ アンベン・日日
軽微な変更

	·	
	変更 <b>承認</b> 事項	変更 <b>届出</b> 事項
事業内容関連	<ul> <li>・新規事業を追加する場合</li> <li>・既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合</li> <li>ア 対象者の追加・変更イ 支援内容の追加・変更</li> <li>・計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合</li> </ul>	<ul><li>・既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合</li><li>・計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合</li></ul>
事業実施 地域関連	・市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	・同一市町村内で事業実施地域の変更を 行う場合
事業実施 期間関連	・事業実施年度の変更を行う場合 ・年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	・同一年度内で事業実施期間の変更を行 う場合
社会福祉充実残額関連	・事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額 について20%を超えて増減させる場合	・事業費の変更に併せて計画上の社会福 祉充実残額について20%以内の範囲 で増減させる場合
その他		・法人名、法人代表者氏名、主たる事務 所の所在地、連絡先を変更する場合

## 参考

#### 社会福祉充実計画の終了

#### 【やむを得ない事由】

- 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、 社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
- 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の 実施の目的を達成し、または事業の継続が困難となった場合

など



社会福祉充実計画終了の承認申請

#### (所轄庁へ計画策定の相談)

### お願い!



#### 計画案を策定した段階で、社会福祉法人係へ提出を!

- (② 地域協議会等からの意見聴取)
- ※法第55条の2第6項関係
- →地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合に行う。

**~**「手続実施結果報告書」提出



#### 意見聴取する財務の専門家とは?

公認会計士、税理士、監査法人、税理士法人 法人の顧問税理士、会計監査人、これらの資格を保有する 評議員、監事等(理事長を除く)

④ 理事会の承認

(決議事項)

- ・社会福祉充実計画案の承認
- ・評議員会の開催について

等

⑤ 評議員会の承認

(決議事項) 社会福祉充実計画案の承認 等



# 所轄庁への承認申請

『社会福祉法人事務手続の手引 ~練馬区版~』P311~参照

申請時期

現況報告書や計算書類等の届出と同時に

(6月30日までに)

承認申請を行う。

審査・承認

申請後、区が概ね1か月程度審査。

審査終了後、区から法人へ承認書を交付。

# 提出書類

- 〇社会福祉充実計画承認申請書(様式1)
- ○社会福祉充実計画(様式2)
- 〇理事会議事録(写)
- ○評議員会議事録(写)
- ○公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)(様式3)
- ○社会福祉充実計画算定シート
- ○その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

※変更申請は様式4 変更届は様式5

> ※ 見積書等 積算根拠資料 を添付

#### く参考>

- 厚生労働省HP
- 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉 充実計画の承認等について」

(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号「事務処理基準」)

- 算定シート記載要領
- 平成30年1月23日事務連絡「「社会福祉充実計画 の承認等に関するQ&A(vol.3)」について」